

一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会

予防歯科認定歯科衛生士制度規則

(2019年9月6日制定)

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、予防歯科医療の専門的知識及び技能・経験を有する歯科衛生士を養成することにより、予防歯科医療の高度な水準の維持と全国的な実施で、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会（以下「本会」という）は、本会予防歯科認定歯科衛生士の制度を設け、認定制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定制度委員会

- 第3条 本会は予防歯科認定歯科衛生士の資格の審査と、本制度の運用を適正に行うために認定制度委員会を置く。
- 2 認定制度委員会については別に定める。

第3章 予防歯科認定歯科衛生士の基本的条件

- 第4条 予防歯科認定歯科衛生士は、オーラルヘルスに関する検査と指導を実施するための高い医療技能を修得するとともに、他からの要請に応じて適切な指示、および情報を与えることのできる能力を有すること。

第4章 予防歯科認定歯科衛生士申請者の資格

- 第5条 予防歯科認定歯科衛生士の資格を申請する者は、認定試験受験料を添え、更に、別に定める予防歯科認定歯科衛生士制度施行細則に従うこととする。

第5章 審査方法

- 第6条 予防歯科認定歯科衛生士の認定は、認定制度委員会において資格審査及び認定試験結果をもとに総合的に判定し、理事会の議を経て決定する。

第6章 登録

- 第7条 認定を受けた者は、年会費を添えて入会手続きを行い、また、登録料を添えて登録申請を行う。

- 第8条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

2. 学会は認定証を交付する。

第7章 資格の更新

- 第9条 予防歯科認定歯科衛生士は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。
なお、ドックコーディネーター認定資格を併せ持つ場合は、その更新時期は本予防歯科認定資格の更新時期に合わせるものとする。
- 第10条 予防歯科認定歯科衛生士の資格更新を受けようとする者は、更新手数料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。
- 第11条 予防歯科認定歯科衛生士の資格更新に当たっては、別に定める条項を満たさなければならない。

第12条 予防歯科認定歯科衛生士の資格更新の可否は、更新申請書をもとに認定制度委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

第13条 学会は、認定を受けた者を継続して登録し、認定証を交付する。

第8章 資格の喪失

第14条 予防歯科認定歯科衛生士は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定制度委員会、理事会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科衛生士の免許を喪失したとき。
- 3) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 4) 認定制度委員会が予防歯科認定歯科衛生士として不適当と認めたとき。

第15条 予防歯科認定歯科衛生士の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び、予防歯科認定歯科衛生士の資格を申請することができるものとする。なお、更新未手続きにより資格を喪失した場合は、喪失から1年以内であれば更新遅延理由書を付して更新の申請をすることが出来る。

第9章 補 則

第16条 認定制度委員会および理事会の決定に関し、異議のある者は理事長に申し立てることができる。

第17条 手数料、及び登録料については別に定める。

第18条 この規則の変更については、認定制度委員会ならびに理事会の承認を得て、社員総会で報告する。

附 則

この規則は、2019年9月6日から施行する。

**一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会
予防歯科認定歯科衛生士制度施行細則**

(2024年6月23日改定)

第1条 一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会予防歯科認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第5条における予防歯科認定歯科衛生士の申請資格は次の1～3号のすべて、あるいは4号を満たすものとする。

- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有すること。
- (2) 本学会の正会員であること。
- (3) 予防歯科認定歯科衛生士認定試験を受験し、合格すること。
- (4) その他、認定制度委員会が特別に認めた者。

第3条 予防歯科認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定試験受験料を添えて学会に提出しなければならない。

- (1) 予防歯科認定歯科衛生士申請書
- (2) 履歴書
- (3) 歯科衛生士免許証（写し）
- (4) 本学会会員である者については会員歴証明書

第4条 規則に定める手数料は次の各号によるものとする。

- (1) 認定試験受験料 3,000円
- (2) 登録料 6,000円
- (3) 更新 2,000円

※「歯科ドック」認定資格を併せ持つ者で双方を更新する場合、更新手数料は計2,000円とする。

第5条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第6条 規則第7条による登録申請は、登録料を添えて、予防歯科認定歯科衛生士登録申請書を認定制度委員会に提出しなければならない。

第7条 予防歯科認定歯科衛生士の資格の更新に当たっては、本会学術大会参加（現地参加）1回および研修会／講演会に2回以上（オンラインのみ可）参加し、12単位以上満たすものとする。

1. 学術大会等の出席は、参加章または修了証をもって証明する。（参加証、修了証の提示が無い場合には単位承認しない）。

- (1) ジャパンオーラルヘルス学会 学術大会 4単位／大会1回
　　日本人間ドック学会学術大会 4単位／大会1回
- (2) ジャパンオーラルヘルス学会 研修会／講習会 4単位／1回
- (3) ジャパンオーラルヘルス学会 教育講演（学術大会内のプログラム内） 2単位／1回

2. オーラルヘルスに関連する領域の発表

- 1) 論文発表
 - (1) オーラルヘルスに関する論文の筆頭著者および共著者 筆頭著者8単位、共著者4単位
 - (2) 関連学会誌、または商業雑誌の筆頭著者および共著者 1単位

2) 学会発表

- (1) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）学術大会演者 8 単位 および
共同発表者 4 単位
- (2) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）セミナー、シンポジウム演者(講師)
8 単位
- (3) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）研修会講師 8 単位
- (4) 関連学会学術大会及び日本歯科医師会主催大会演者および共同発表者 4 単位

なお、「オーラルヘルスに関連する領域の発表」とは、認定制度委員会が認める学術集会(国際学会を含む)または刊行物(国際誌を含む)におけるオーラルヘルスに関連する論文発表、学会発表をいう。また、認定制度委員会が認める学術集会は、原則として日本学術会議に登録している専門学会をいう。また、認定制度委員会が認める刊行物は、原則として同上の学会誌をいうが、一部の歯科関連雑誌を認めることがある。なお、国際学会および国際学会誌については、認定制度委員会が決定するものとする。

第8条 予防歯科認定歯科衛生士の資格を更新しようとする者は、更新手数料を添えて、次の各号に定める更新申請書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士更新申請書
- (2) 学術大会出席証明書
- (3) 研修会出席証明書
- (4) 学会発表・学会誌投稿証明書
- (5) ジャパンオーラルヘルス学会（旧：日本歯科人間ドック学会）会員歴証明書
- (6) 学術大会発表もしくは投稿に関する業績

第9条 予防歯科認定歯科衛生士の資格更新の申請は、認定失効期日の2ヶ月前までに行わなければならない。

第10条 この細則の変更は、認定制度委員会ならびに常任理事会の承認を必要とする。

附 則

この細則は、2019年9月6日から施行する。